

改正後	改正前
<p>（基礎年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、<u>法第五条第十項に規定する年金保険者たる共済組合等（以下「年金保険者たる共済組合等」という。）</u>からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合等への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）<u>附則第十四条第二項において適用する場合を含む。</u>）に掲げる額</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p>	<p>（基礎年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、<u>法第五条第六項に規定する年金保険者たる共済組合等（以下「年金保険者たる共済組合等」という。）</u>からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合等への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号に掲げる額</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p>

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

二 (略)

二 (略)